

地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ（第 11 回） 議事録

1. 日 時：令和 8 年 5 月 19 日（火）9:30～10:19

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）林いづみ座長、芦澤美智子委員、佐藤主光委員、落合孝文委員、

井上岳一専門委員、小針美和専門委員、秋元里奈専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 菱山大次長、宮本賢一参事官

（関係者）神田宜宏 農林水産省大臣官房審議官（兼経営局）

矢澤祐一 農林水産省経営局農地政策課長

朝日佳代 農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長

4. 議題：

（1）地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについて

（2）規制改革ホットライン処理方針について

○宮本参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第 11 回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループを開会いたします。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。また、本日のワーキング・グループは内閣府規制改革推進室の YouTube チャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は動画の概要欄にある URL から資料をご覧ください。

なお、会議中は画面をオンにし、雑音が入らないようミュートをお願いいたします。御発言の際にミュートを解除し、マイクを近付けるなどして御発言ください。御発言が終わりましたら、再度ミュートにてお願いいたします。

本日は、本ワーキング・グループ所属委員の方々と落合委員が御出席です。

それでは、以後の議事進行につきましては林座長をお願いいたします。

○林座長

皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題 1、地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直しについてに入ります。本議

題は、本年 1 月 26 日及び 4 月 14 日の本ワーキング・グループに続いて議論するものです。

それでは、まず資料 1 に基づき農林水産省様から 20 分ほどで御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

おはようございます。農林水産省経営局の審議官の神田でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日、資料 1 を用意いたしまして、前回のワーキング・グループで委員の皆様から頂いた御意見に対する対応方針を御説明させていただきたいと思っておりますが、その前に、まず改めて遊休農地の解消に向けた対応と地域計画の取組について御説明させていただきたいと考えております。

資料 1 ページをご覧ください。遊休農地につきましては、その耕作条件の悪さからその農地単体での利用を見込むことができず、利用を再開するのに必要な条件整備にも多額の費用や労力を要する状態にありまして、左にありますように、令和 6 年度末の時点で全国で 9.8 万ヘクタールの農地が遊休農地の判定を受けているところでございます。この遊休農地を解消していくためには、右にもございますけれども、まずは遊休農地の周辺の農地も含めて一体的な利用権を設定するとか、あるいは基盤整備を行うことでそもそも農地の耕作条件を改善して採算が見込める状態にした上で貸付けにつなげていく、あるいは粗放的な農地利用ということで、右下にございますように通常の農地利用よりもコストの掛からないような利用方法で使うことで更なる荒廃防止を図っていくという取組、そのいずれかが必要になってくると考えてございます。

こういった解決策に取り組むには、いずれも一筆一筆の農地単位ではなくて地域ぐるみで取り組んでいくことが必要でございまして、なかなか遊休農地の地権者が単独でその解消に取り組んでいくことは難しい状況にあると考えてございます。

資料 2 ページをご覧ください。地域計画でございましてけれども、この地域計画は市町村が地域の農業者等の協議の結果を踏まえまして地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農地利用を目標地図として明確化していくものでございます。この地域計画の目標地図におきまして、10 年後の受け手が明確化された農地につきましては、現状では誰か別の方が耕作されておられても、現在の耕作者が離農した後、速やかに目標地図に位置付けられた次の担い手に引き継いでいくことが可能になります。

また、農地の出し手と受け手が相対で利用調整をやっていきますと、例えば賃料や契約期間等の貸付条件の調整や、出し手と受け手の個人的な人間関係によって貸付けの合意形成に至らないといった場合の指摘がございましてけれども、この地域計画では地域全体の耕作者と地権者が協議に参加し、地域全体の合意形成を図ることで地域ぐるみの利用調整を行っていくということでございますので、従来の出し手と受け手による個別の調整負担の軽減にも寄与するものと考えているところでございます。

資料3ページをご覧ください。ただ、この地域計画でございますが、令和5年度から策定が始まりまして、全国422万ヘクタールの農地で策定されているところでございますが、現段階ではこのうち134万ヘクタールで10年後の受け手が明確化できていないという状況でございますので、農地の利用に関する地域の話合いを継続し、農地の有効利用の確保と遊休農地の発生防止に向けまして受け手不在農地を解消していく地域計画のブラッシュアップが当面の重要課題と受け止めているところでございます。

このため、市町村を中心といたしました関係機関・団体が一体となった地域計画の協議に向けた推進体制を整備するほか、農業委員会におきましては受け手不在農地の地権者や耕作者の意向把握を徹底いたしまして、地域計画の協議の場におきまして情報の提供をし、議論を促していくこととしているところでございます。

この受け手が位置付けられていない農地の中には、いわゆる先ほどの遊休農地、あるいは営農実態が確認できないような農地も含まれているところでございまして、地域計画のブラッシュアップに向けた意向把握の中で関係者の意向把握を一体的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、資料4ページでございます。前回のワーキング・グループで委員の皆様からいただいた御意見への対応方針でございます。

まず、記1の全体の方向性の部分でございますけれども、左側の御意見にありますように、地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地面積134万ヘクタールと3割超の受け手不在となる10年後に向けて制度面・運用面の見直しが必要ではないかという御意見でございますが、右にもありますように、先ほど資料でも御説明しましたように、地域計画は10年後の受け手を明確化し、速やかに次の担い手に農地を引き継ぐことで遊休農地の発生防止や地域の合意形成を通じた遊休農地の有効利用につなげていく取組と考えております。地域計画において将来の受け手が位置付けられていない農地は地権者や耕作者等の意向把握や協議が十分に行われていないものも多いと受け止めておりますので、地域計画のブラッシュアップを通じまして受け手不在農地の解消を進めていくことが重要と考えているところでございます。

次の5ページにつきましては、委員意見書の記2で頂いた御意見の部分でございますが、この部分につきましては、前回4月のワーキング・グループで御説明した内容と同じ内容になってございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、資料6ページでございます。意見書の記3の部分でございますけれども、最初の項目、対応策①といたしまして、農地の転貸借に当たって貸主の承諾を不要とする農地中間管理事業法第18条第10項の趣旨について各市町村へ周知徹底すべきとの御意見でございます。右にございますように、地域計画の協議の場等におきまして地権者が参加せず、かつ、地権者の意向も不明でなかなか農地の集約化に向けた協議が進まないといった声があるといった御指摘も頂いておりますので、そういったことも踏まえまして、地域計画に基づく農地の集約化が迅速かつ円滑に進むよう、各市町村に対しまし

てこの 18 条第 10 項の規定及びその趣旨につきまして、地域計画の見直しにおける協議の場において周知徹底していただくよう各市町村に通知したいと考えております。

次の項目、同じく対応策①といたしまして、一つの農地に複数の借受け希望者がいた場合の農地中間管理機構の対応につきまして、各地域で農地集約の観点から合理的な貸付先を選択する方式で行うことが必要であるとの解釈を明らかにして周知徹底すべきとの御意見でございますが、右の欄でございますように、農地中間管理機構は現行では地域計画の達成に資するように貸付けを行っていくということと規定されているものですから、仮に複数の借受け希望者がいる場合におきましても、まずは地域計画の協議を通じて地域計画に位置付けられた者に貸付けを行っていくことが適当だと我々としては考えているところでございます。

次の三つ目の項目、対応策②でございますけれども、農用地利用集積等促進計画の作成期間、農地バンク計画の作成期間につきまして、標準処理期間を設けた上で農用地利用集積等促進計画の許可権限の委譲を含めて手続の合理化・迅速化を各都道府県に促していくべきとの御意見でございますけれども、右側にありますように、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画案の受付けをしてから都道府県知事による認可・公告までの期間を 2 か月～3 か月程度で処理している事例、また、農用地利用集積等促進計画の認可・公告の権限を都道府県知事から市町村に移譲することによりまして、処理期間を 1 か月程度で処理している事例を整理して公表すると共に、事務処理の迅速化に取り組んでいただくよう各農地中間管理機構に対して通知を行いたいと考えているところでございます。

他方、農用地利用集積等促進計画の作成そのものに標準処理期間を設定するという点につきましては、地域の実情に応じ、また、個別の事案ごとに出し手と受け手の借受け条件の調整に要する期間が異なっておりますので、なかなか一律に処理期間を設定することは難しいと考えているところでございます。

続きまして、資料 7 ページでございます。最初の項目、対応策④につきまして、農業委員会が行う遊休農地の利用意向調査の結果につきまして調査結果が公表されていないことから、農林水産省が当該結果を公表すべきとの御意見につきましては、右にありますけれども、遊休農地の利用意向調査の結果につきましては e M A F F 農地ナビにおいて公表することとされておりますので、一方でされていない事例もあるということです。ので、公表が行われるよう農業委員会に対して周知徹底を行うと共に、都道府県単位の利用意向調査の結果について農林水産省で整理して公表していきたいと考えてございます。

また、遊休農地の利用意向調査の合理化を一方で進める観点から、農業委員会が e M A F F 農地ナビにおいて利用意向調査の結果公表を行っている農地につきましては、次年度以降、利用意向調査から除外することを検討してまいりたいと考えているところでございます。

次の項目でございますけれども、農地中間管理機構に相談窓口を設けて当該窓口を利用意向を示した方がいる農地については農地中間管理機構の借受け基準に該当することを明確にし、勧告の対象とすべきではないかという御意見につきましては、右側にありますように、農地中間管理機構や農業委員会に確認したところ、受け手の希望がありながら農地中間管理機構の借受け基準に該当しないことでその後の利用権設定の手続が進まないといった事例はなかなか確認ができませんでした。他方で、遊休農地の利用意向がある場合につきましては、その意向が地域計画の協議の中に適切に反映されていくようにしていく必要があると考えておりますので、その地域計画の様式を改めまして新たに遊休農地の解消に向けた取組の欄というのを地域計画の参考様式に追加したいと考えております。また、借受け希望者があった場合に協議の場に参加できるように、あらかじめ市町村がその方に事前案内を行う旨、市町村向けのマニュアルにも明記してまいりたいと考えております。

さらに、次の項目でございます。除草又は耕耘のみが行われている農地につきまして、担い手がいるにもかかわらず利用権の移転が進まない場合の相談窓口を設け、窓口寄せられた内容を整理し公表すべきとの御意見につきましては、右にございますように、除草又は耕耘のみが行われ、貸付けがなされていない農地の実態把握を行うため、市町村に地域計画に関するアンケート調査を実施する際に、借受け希望がありながら貸付けを拒んでしまっているような事例、また、その解決に至ったような好事例を収集・整理して公表していきたいと考えているところでございます。

最後、8 ページでございます。上の対応策⑤でございます。農地集約率につきまして水田・畑の単位に分けて市町村の単位で設定すべきではないかとの御意見、また、令和9年度の水田政策の見直しに間に合わせるようにという御意見がワーキングでもございました。こういった御意見につきましては、私ども農水省の機関でもありますけれども、農林水産政策研究所と協力いたしましてGISデータの取得や他データとの連携、また、水田や畑等の地目も含む種々の条件設定及び解析手法の選定等の研究・分析を行った上で、令和8年度中に国として評価手法の案を取りまとめて公表したいと考えておりまして、令和9年度には公表した算定方式の案に基づく市町村ごとの農地集約率の試算結果についても取りまとめ、公表したいと考えております。その上で、各地域計画の現場活動の分析にも活用しながら算定方法については改良を進めてまいりたいと考えておりまして、算定方法が見直し・変更されれば、それに伴っての市町村ごとの集約率についても必要な改定を行うと共に、また、農地利用最適化の観点から優良な事例についても収集・整理して公表していきたいと考えているところでございます。

最後の項目ですけれども、担い手不在農地をeMAFF農地ナビで公表すべきではないかという御意見でございますけれども、現状では農地台帳と地域計画の間、又は農地台帳とeMAFF農地ナビの間はデータ連携が可能な仕組みになっているわけですが、担い手不在農地が記載される地域計画とeMAFF農地ナビの間では連携が

できておりません。これにつきましてははまだ農地台帳地域計画、eMAFF農地ナビの三者のデータ連携につきましては、目標地図のGISデータ等への統一に向けた検討を進めていく中でこの課題についても一体的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

農林水産省からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林座長

神田様、御丁寧な検討状況及び御説明いただきましてありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。対応策の①から⑤のいずれについても順番は順不同といたしますので、御質問の際にどの対応策についての御質問なのかお示しいただいてからお願いしたいと思います。

それでは、御質問・御意見のある方は挙手をお願いいたします。

では、小針委員、お願いいたします。

○小針専門委員

小針です。退室しなくてはいけないので、早めによりしくお願いします。

私からは対応策②の事務の簡素化について質問させていただきたいと思います。機構を通じた農地の賃貸借に時間が掛かっているということについては、申請から認可・公告に掛かる時間と比例する形で何より現場の事務対応の負担に時間を多く取られて本来取り組むべき調整に掛けられるリソースが少なくなることが非常に課題だと考えております。

今後、特に機構の方に一本化していくということも踏まえて更に契約件数が増えていくということを考えますと、4月のワーキングの際に阿賀野市の農業委員会様からも具体的な話があったように、押印を必要とするような事務手続の手間であるとか、機構と業務委託先である市町村や農業委員会等とのデータの連携が不十分であることによる非効率等、事務手続やシステムの見直しで改善が可能なものというのは早急に各県域で取り組めるように農水省としても積極的に後押しをしていくべきではないかなと考えますし、4月の時に秋田県様からクラウドで情報を共有するといった好事例もありましたので、そういうことの周知みたいなものもさせていきながらということが必要になると考えておりますけれども、改めてこの点に関して農水省様としてどのように対応されていこうと考えていらっしゃるのか伺いたいと考えております。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

では、農水省様、御回答をお願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

御質問ありがとうございます。

大きく二点ございまして、まず一点目の押印の件でございますけれども、押印につきましては、現行では本来我々としては押印は不要であるということとしているわけですが、実際の実務上そういう押印が行われているということにつきましては、現状、農用地利用集積等促進計画の策定に当たって必要な書類について押印を求めているようなケースがあれば、押印が不要であることを国としても各バンクに対して周知してまいりたいと考えております。

また、システム上の二重手続の問題につきましては、現状、秋田バンクのようにバンクのシステムをクラウド化して各農業委員会もそれを活用できるようにしている事例が全国で22件ぐらいございます。また、それより進んで農地バンクの独自のシステムと農業委員会が使っている農業委員会のサポートシステムの連携を図っている事例も5事例ぐらいございまして、これについては改めて国として各バンクに対しても周知していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

小針委員、よろしいでしょうか。

○小針専門委員

御回答ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

御説明ありがとうございました。

一点質問と一点はコメントという形になると思うのですが、まず対応策①について、当該規定及び趣旨について地域計画の見直しにおける議論の場において周知徹底する旨があるのですが、この時当該規定及び趣旨というのは具体的に何を指しているのかということについて確認させていただければと思います。これというのは中間管理機構が農用地の貸付けを行う場合に貸主又は賃借人の承諾を一々要しないということ、その旨のことをおっしゃっているのかどうかということ、具体的にこの当該規定及び趣旨というものの中身について確認させてくださいというのが一点目です。

それから、ちょっと飛びますけれども、これは対応策④ですけれども、こちらは質問というか半分意見になると思うのですが、除草又は耕耘のみが行われているところについては、アンケート調査を実施するに当たって借受け意向がありながら貸付けを拒んでいる事例について事例を収集するということがあるのですが、今後、様々な事例、現場の状況を把握するという観点から、例えば地域計画の協議の中で将来の担い手を確保する必要があるとされた場合、地域計画の中で今は担い手がいなくても

ども将来的に担い手を確保する必要があるのではないかという認識が共有されたケースというのも事例を収集するに当たってのアンケートの中に含めても良いのではないかと思いますので、まずはこの二点を伺えればと思います。

○林座長

ありがとうございます。

では、農水省様、お願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

農林水産省です。御意見ありがとうございます。

まず、一点目の対応策①の点です。周知すべき内容でございますけれども、農地中間管理事業法 18 条 10 項が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農地を貸し付ける際に民法の規定による貸主の承諾を不要とする規定である旨の内容を、地域計画の協議の場では中間管理機構の活用方針についても議論していくということになっておりますので、実際に市町村が地域計画の協議の際に議論に参加される方に配付される資料の中にこの中間管理事業法 18 条 10 項の規定の中身をきちんと書き込んだ上で皆さんに議論していただくということを市町村向けのマニュアルに記載して、各市町村に対して周知をしていきたいと考えているところでございます。

それから、二点目の対応策④につきましては、収集していく内容につきましては、地域計画の協議の場で地権者の方が参加されない中でも周りの方も含めて担い手に集積していくということの参加者の中の合意形成がされたものにつきましても、事例収集の対象には加えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員

ありがとうございます。確認できました。

○林座長

では、秋元委員、お願いいたします。

○秋元専門委員

ありがとうございます。

私も対応策④に関連してなのですが、マニュアルに事前案内を行う旨を記載するところを書いていただいておりますが、開催日が確定してからの案内で実際に参加ができなかったとか、あまりに直前過ぎたという声も聞かれております。そこで、より広い方に参加していただけるように、事前の日程案内につきまして開催日決定後の案内だけではなくて、例えば候補日が出ている段階だったり開催の見通しの段階での情

報共有についても市町村向けのマニュアルに記載していただくことが可能かどうかというところをお伺いさせていただきたいです。

あともう一つ、対応策⑤につきまして二点なのですが、農地集約率です。こちらですが、令和8年度中に算定方法の案を公表して、令和9年度に算定方法の案に基づく農地集約率の試算結果を取りまとめると書いていただいておりますが、これは水田も畑も両方行うという理解で合っているかというところを確認させていただきたいのと、もう一つ、この農地集約率について、市町村ごとの農地集約率についても必要な改定を行うと御回答いただいておりますが、少なくとも毎年度に1回、年に1回は公表していただかないと、農地集約がどの程度進んでいるかについて経年での分析が難しいと思いますので、地域計画のブラッシュアップの効果測定という観点からも定点観測ができるような体制が大事かなと思っております。なので、10年度以降は毎年1回とかで公表していただけるという理解で合っているかというところも確認させてください。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

農林水産省様、御回答お願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

秋元委員、ありがとうございます。

まず、一点目の借受け希望者に対しての協議の場の事前案内でございますけれども、要するに農業委員会なり市町村に相談があった時点で、あらかじめ例年この時期にやっているということが分かっている場合には、ちゃんとその旨を御本人にもお伝えするようにというのは、今後の開催見通しも含めて判明している範囲できちんとお伝えするようにということはマニュアルにも明記していきたいと考えているところでございます。

それから次の点、農地集約率の関係でございますけれども、まず8年度中に農林水産省として案を整理して公表するという中に、我々も水田と畑だと困難度がかなり違うと考えておりまして、そういう意味ではまず水田についてはきちんと整理して各地で活用できるようにと考えておりますけれども、例えば畑地ですと、畑地の中でもいわゆる土地利用型でやっておられるケース、あるいは施設園芸でやっておられるケースで本来のそもそも作業効率を良くするために必要な農地面積がどれぐらいかというのが違うものですから、一律に畑地全てというのは設定が難しいのではないかと考えておりまして、ただ、ゼロ回答にならないように、畑地でも一定の条件を満たす範囲ではこういうものが算定できるのではないかとといったことも併せて公表できればと考えているところでございます。

それから、9年度以降の改定した市町村の集約率の公表でございますけれども、まず一旦国の算定方法の案を公表いたしまして、様々現場で活用していただく中で様々課題が出てくると考えておりまして、そういう中で算定方法自体を見直さなくてははいけない

ということが出てくるのだろーと思っています。それを改良ということでございますけれども、当然算定方法を改良すれば、元々最初に提示した案で整理した集約率をそのままにしておくといけませんので、そこは必要な見直しをやっていただくと考えているところですけども、一方で、集約率につきましてはある程度中長期的に、例えば現状は集約率がこうなっていて、目指すべきところの集約の図が出来上がった目標地図の集約率が何%かということである程度中長期的な目標を設定していくための分析に活用されるものだと思います、集約率の算定というのは結構作業的にもいわゆるデータで管理されていないケースでは手作業になるケースもありますので、例えば実際に集約率が毎年末の時点でどうなっているかというのは誰がリタイアするかによって、目標に向けてちゃんと目標地図どおりの集約化が進んでいっているか、そこについての利用権設定が行われているかというのは非常に重要だと思うのですけれども、その結果、毎年の集約率がどれだけ進展したかというのを整理して公表していくというのは非常に作業的にかなりの労力が掛かるのではないかと見込んでいるところでございまして、それは実際に活用していく中でどれぐらい簡易な形で算定ができるかということにもよってくると思いますが、毎年の公表につきましては実際の作業の負担等も考えながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

秋元委員、更問等はございますか。

○秋元専門委員

ありがとうございます。

農地集約の方に関して、畑も同じスケジュールで、当然様々な条件の差があるので全部一概にというのは難しいけれども出すということで理解しましたが、もし間違えていたら教えてください。

あと、今御説明いただきました毎年の公表については難しい部分があるという話なのかなとは思ったのですが、例えば少なくとも今、状況としてはかなり鬼気迫った状況と理解していますので、しっかり経年で追っていけるような体制を整えるというところが重要なのかなと思います。当然現場の負担が増えてしまっはしょうがないので、そういう意味ですと、ある意味負荷がそこまで掛からずに比較可能性を確保するために標準化をしっかりとしていく部分が大事なのかなと思います。先ほどeMAFFの話等もありましたが、ここのところは是非進めていただいて、しっかりモニタリングできるような体制を整えていただきたいなと思っております。

コメントでした。以上です。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、井上委員、お願いいたします。

○井上専門委員

ありがとうございます。

今、すごく戦争等が起きて食料をどう自給自足していくのかというのが大変大事になってきている時代だと思っていまして、そういう中で遊休農地の制度、所有者不明農地の制度について様々御対応いただきありがとうございます。

対応策③に関して、所有者不明農地制度についてですけれども、標準処理期間の設定ができないかということをお伺いしてきましたが、検討を進めていただけるという御回答いただいております。ありがとうございます。これを今年度令和8年度の上期中に結論を出してそのような標準処理期間の設定していくことは可能かどうかというところをお伺いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

○林座長

ありがとうございました。

では、農水省様、御回答お願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

御意見ありがとうございます。

所有者不明農地の探索に要する標準的な事務処理期間につきましては、これまでの実績等も踏まえまして検討作業を進めておりますけれども、御指摘のように今年度の前半のうちには各自治体との意見調整も踏まえて設定していきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○井上専門委員

ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。

続きまして、落合委員、お願いいたします。

○落合委員

どうもありがとうございます。

私も二点ほどお伺いしたいというか、若干意見みたいなところもありますが、述べさせていただきますと思います。

まず一つが、対応策②と関係しまして、農地の利用集積等促進計画の更新についてです。別な経年的な更新の話等は秋元委員からも議論がございましたが、こちらの促進計画の更新については一応改善をしていっていただくという方向性でお示しはいただいているように思っておりまして、農地所有者からの同意取得の方法の改善であったりといった所要の手續の改善に向けた検討について、これもなかなか作業が生じたり調整が生じるところもあるかもしれませんが、8年度末までには何とか結論を得て速やかに措置に続けていただくということができないでしょうかというのがまず一点目です。

二点目としましては、秋元委員と先ほど御議論されておりましたが、特に必ずしも毎年公表するのは難しいとしても、全く変化が比較できないという形ですと、なかなか政策的にどういう打ち手をしていくのかであったり、地域でどういう工夫をしてもらうのかということが合理的に検討できないようにも思います。そういった意味では何らかのタイミングを定めて例えば更新していただくこと自体は必要そうにも思いますし、また、特に令和 11 年度までの間というのは農業構造転換集中対策期間ということで農地集約の取組を進めていただくことになるのではないかとと思いますが、特にそういった期間中等は、できれば特にそういう集中期間等は毎年 1 回ということもあっても良いのではないかとともに思いますし、農水省の方で是非できる限り市町村の農地集約を算定・公表するようにということをお願いできると良いのかなと思いました。

以上二点です。

○林座長

ありがとうございます。

では、農水省様、御回答お願いいたします。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

農林水産省でございます。御意見ありがとうございます。

二点ございまして、まず一点目の農地バンク計画の手續の改善でございますけれども、この改善の方策につきましては運用でまず取り組めること、また、制度的に法律に抵触するような部分があれば、それは法律改正もしなくてはいけないということにもなりますけれども、いずれにしても結論につきましては 8 年度中に一定の結論を得て速やかに着手できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、二点目の集約率につきましては、なかなか毎年の更新・公表というのは難しいとは思っておりますけれども、当然今回の集中期間等、様々制度的な検討をしていく中でこれまでの取組を評価するタイミングというはあると思いますので、そういった節目節目でまた一斉にその時点での集約率の整理していただくように各市町村に対してお願いするような取組は進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございます。

落合委員、更問ですか。

○落合委員

短くですけれども、前者の方はおっしゃっていただいたところは分かりました。法律改正は時間が掛かりますが、運用改善等でできること等は段階をつけて特に早めに着手していただけるといいかなと思いました。

後者につきましても、そういった何らか定期的にということなのか、節目を見てというお話でしたが、実効性を持って対応していくということは重要だと思いますので、そ

ういう期間自体もあまり長くないように設定していただくと、今後も引き続きそういう継続的な取組につなげていただきたいなと思っております。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

落合委員のコメントと被ってしまったのですが、私も農地集約率については現状把握というのが大事だと思うのです。例えば今、正に御指摘があったとおり、農業構造転換集中対策期間中なわけですね。こういう計画は立てているのに、集約化・大区画化という目標を立てているはずなのに、実際現場で何が起きているのか把握できていないというのであれば、計画を立てたりそういう何とか対策を打ち出す意味が無いのだと思うのです。だから、その意味においても、現場の負荷等様々と問題があるのは分かった上でですが、この集約率の現状については市町村単位で迅速にかつ毎年レベルで進捗管理ができていかないと、そもそも農地の大区画化や集約化というのは今どうなっているのかということが把握できないということになると思いますので、これは是非進めてもらいたいというのと、もし仮に全ての市町村では無理ですということであれば、先行的にやっていくということもあって良いですし、あるいはロードマップを作っておいて、この時まではちゃんと全市町村で公表できる体制を作っていくといった対応が求められるかなと思います。

現場の負荷と言いつつ経っても議論は進まないと思うので、まずできるところから始める、それからちゃんと公表に向けた工程表を明確にしていくという努力はあって良いのかなと思いました。

コメントです。以上です。

○林座長

ありがとうございます。

農水省様から何か御発言いただけますか。

○農林水産省（神田大臣官房審議官）

集約率でございますけれども、例えば現状、まず集約率がどうなっているかという整理は大前提としてあると思いますが、例えば5年後にどれぐらい、例えば10年後にどれぐらいとなった時に、5年後に集約率10ヘクタールでまとまって連担した形で集約を目指す場合でも、集約のプロセスは年によって出物が出るタイミングというのは必ずしも5年後の図とはイコールにはならないわけですので、例えば今、担い手が耕作している隣の農地が空けば集約率がアップしたけれども、離れた農地が先行してそこに貸付けをした場合は集約率の上昇は0ポイント。ただ、5年後に到達する目標に向けては同じ効果が発生するわけですので、ちゃんと5年後に向けて進んでいるかどうかということ

は大事だと思いますけれども、それで毎年各市町村ごとに何ポイント上がったかということの把握をきちんとやらないと取組が進まないとは必ずしもならないのではないかと考えているところですが、いずれにしても地域においてきちんと集約率という考え方が定着して、実際に現場活動においても活用されていくように、我々としては取組を進めてまいりたいとは考えているところでございます。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員

ありがとうございます。

くどういようですけれども、別に集約率が進まないから駄目と言っているわけではなくて、今御説明があったとおり、そこは説明ができれば良いと思うのですね。例えば今は進んでいないのだけれどもいずれここが空く予定であるとか、他のところで担い手が確保できるようになってきてだんだんポテンシャルと集約化の潜在的な可能性が高まっているという説明ができれば良いわけなので、必ずしも毎年毎年1ポイントずつ上げなくてはいけないということを言っているわけではないということ、私は他のところでもこういう種の議論をやるのですけれども、5年後とか10年後になると、5年後になってから調べて実は全然進んでいませんでしたとか、10年後になって調べてみて実は全然進んでいませんでしたとなると、それは困るのです。だからこそ、毎年進捗を管理しろというのは、5年後になってから実はこうでしたと言われても対策の取りようがないということになってしまいますので、そこはよく中間評価と言いますね、そういった形で進捗管理というのをやっていかななくてはいけない。これは別にこの手の議論に限ったことではないのですけれども、目標年度に達成すれば良いという話ではないのだと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

他に手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議論はここまでとさせていただきます。

本日の議論を取りまとめたいと思います。本日の議題においては、農林水産省様から1月26日、4月14日の本ワーキングにおける議論を踏まえ、委員意見書で提案していたそれぞれの対応策についてどのような対応を行う予定か御報告いただきました。ありがとうございます。

御案内のように、我が国では高齢化及び生産年齢人口の減少が進み、今後20年間で基幹的農業従事者が75%減少することが見込まれておりますし、また、我が国の農地面積は長期にわたり減少の一途をたどっております。農業の持続的発展のためには農地の大

区画化や農地集約によって限られた人数でも効率的に営農可能な環境整備が重要、つまり農業構造の転換を図っていくことが重要であるとされており、改正農業基本法の下で令和7年に策定された食料・農業・農村基本計画において令和7年から11年度までの5年間を農業構造転換集中対策期間として定めていただき、農水省様においても精力的に様々な取組をされているところと承知しております。

このような農地集約等農地利用の最適化を実現するために、まずは農地集約率の算定方法や目標地図に関するデータ等の整備、そして農地バンクにおける賃貸借契約更新手続の簡素化、また、農地の利用意向調査の合理化・公表等から農林水産省様が取り組まれることについて本日御報告いただきまして、これにつきましては大変感謝しております。

農林水産省におかれましては、さらに本日御報告いただいた内容や市町村ごとの農地集約率の算定結果の公表等、個別に委員から確認があった点を踏まえて、引き続き御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

本日御出席いただきました皆様、ありがとうございました。関係者様におかれましては、こちらで御退出お願いいたします。

(議題1 関係者退室)

○林座長

それでは議題2、規制改革ホットラインの処理方針についてに入ります。こちらについては資料2に基づき事務局から説明をお願いいたします。

○宮本参事官

資料2をご覧ください。資料2に記載されております規制改革ホットライン案件の取扱いについて説明いたします。

4月14日の本ワーキング・グループにおいて再検討を要請する事項とされておりましたが、所管省庁からの再検討の結果を踏まえ、本ワーキング・グループにおいて検討中であることから、「◎」とさせていただきます。

簡単ではございますが、事務局からは以上です。

○林座長

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの御説明について御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、規制改革ホットライン処理方針は資料2のとおり決定いたします。

本日の議題は以上でございます。

最後に、本日御出席いただいた委員の皆様から何か補足等があれば、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、以上で本日のワーキング・グループを終了いたします。本日御参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

(以 上)